

千葉県報

定例
平成25年2月19日

目次

土地改良区定款の変更認可（二件）	一
農業振興地域の区域の変更	一
道路区域の変更	一
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	二
都市計画区域区分の変更	二
都市計画道路の変更	二
都市計画新住宅市街地開発事業の変更	二
土地区画整理事業の事業計画の変更	二
都市計画下水道の変更	三
公安委員会告示	三
警備員指導教育責任者講習の実施	四
警備員等の検定の実施	三
公告	五
大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要（二件）	五
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出の取下げ	五
都市計画地区計画の関係図書の縦覧（二件）	五
都市計画道路の変更の案の縦覧	六
都市計画地区計画の関係図書の縦覧（六件）	六
都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧	七
都市計画区域区分の関係図書の縦覧	七
都市計画用途地域の関係図書の縦覧（二件）	七
都市計画高度地区の関係図書の縦覧（二件）	七
都市計画道路の関係図書の縦覧（三件）	七
都市計画新住宅市街地開発事業の関係図書の縦覧	八
都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧（二件）	八
都市計画公園の関係図書の縦覧（二件）	八
都市計画下水道の関係図書の縦覧	八

告

示

千葉県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千葉市長作土地改良区の定款の変更を平成二十五年二月八日付けで認可した。
平成二十五年二月十九日
千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、夷隅郡大多喜町三又土地改良区の定款の変更を平成二十五年二月十二日付けで認可した。
平成二十五年二月十九日
千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第六十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。
平成二十五年二月十九日
千葉県知事 鈴木 栄治

一 印西地域

変更前の区域	変更後の区域
平成二十五年千葉県告示第十五号（農業振興地域の区域の変更）変更後の地域及び区域の欄に掲げる区域	上欄に掲げる区域に次の図の斜線部分の区域を加えた区域（「次の図」は省略し、その関係図書は、千葉県農林水産部農地課に備え置いて縦覧に供する。）

二 白井地域

変更前の区域	変更後の区域
平成十九年千葉県告示第二百七十五号（農業振興地域の区域の変更）第十号変更後の区域の欄に掲げる区域	上欄に掲げる区域に次の図の斜線部分の区域を加えた区域（「次の図」は省略し、その関係図書は、千葉県農林水産部農地課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、平成二十五年二月十九日から三週間、縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横田停車場上泉線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
袖ヶ浦市永吉 字曲松一七九 番一地从り 一七九番一 地先まで	後	一三・四二メートルから 一四・四六メートルまで 一三・五二メートルから 一四・五九メートルまで	一六・〇〇メートル 一六・〇〇メートル
袖ヶ浦市永吉 字曲松一八四 番四地从り 一八四番一 地先まで	前	一二・〇七メートルから 一五・二九メートルまで 一四・二〇メートルから 一五・二九メートルまで	二一・八〇メートル 二一・八〇メートル

千葉県告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、印西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
印西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
印西都市計画区域の区域

千葉県告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、印西都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
印西都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

印西市別所字谷津並びに宗甫字西割及び字中割の各一部の区域
白井市復字台山の一部の区域

千葉県告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、印西都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
印西都市計画道路三・三・六号遠谷津五斗蒔線
- 二 都市計画を定める土地の区域
印西市武西字新山、字北台、字上谷津、字仲台及び字釜ノ台、武西学園台二丁目並びに武西学園台三丁目の各一部の区域
白井市谷田字迎地、字遠谷津台及び字北前原並びに武西字仲台の各一部の区域

千葉県告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、印西都市計画新住宅市街地開発事業を次のとおり変更した。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
印西都市計画新住宅市街地開発事業
- 二 都市計画を定める土地の区域
印西市武西学園台三丁目、戸神台一丁目及び戸神台二丁目の全部の区域並びに武西学園台一丁目、武西学園台二丁目、中央南一丁目、中央南二丁目、内野二丁目、内野三丁目、原山一丁目、別所字谷津、宗甫字西割及び字中割並びに牧の原五丁目の各一部の区域
白井市復字台山の一部の区域

千葉県告示第六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十二条第一項の規定により定められた流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 土地区画整理事業の名称

- 一 流山都市計画木地区一体型特定土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地
流山市南流山一丁目一三番地
- 三 事業計画の決定の年月日
平成十七年四月一日
- 四 変更の内容
事業施行期間
変更前 平成十一年三月二十九日から平成二十七年三月三十一日まで
変更後 平成十一年三月二十九日から平成三十一年三月三十一日まで
- 五 事業計画の変更の年月日
平成二十五年二月十九日

千葉県告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、印西都市計画下水道を次のとおり変更した。
平成二十五年二月十九日

- 千葉県知事 鈴木 栄治
- 一 都市計画の種類及び名称
印西都市計画下水道（千葉北部地区公共下水道）
- 二 都市計画を定める土地の区域
昭和五十二年千葉県告示第九十九号、昭和五十五年千葉県告示第五十九号、昭和六十二年千葉県告示第七百七十五号、平成二年千葉県告示第六百二十六号、平成四年千葉県告示第七百七十七号、平成十年千葉県告示第四百三十号及び平成十七年千葉県告示第六百一号の区域のうち次に掲げる区域を削った区域
印西市別所字谷津並びに宗甫字西割及び字中割並びに白井市復字台山の各一部の区域

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
平成25年2月19日

- 千葉県公安委員会委員長 福田 康一郎
- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習
- 2 講習の期日及び時間

平成25年5月9日（木曜日）から16日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- 3 講習の場所
千葉市中央区新田町4番25号 パルサンライト2階
- 4 受講対象者

- (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- (3) 規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- (4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者

- (5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

- 5 受講定員
40人
- 6 講習業務の委託
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。
- 7 受講申込手続等
(1) 受講申込手続
ア 申込方法

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

- イ 受講申込票受付期間等
平成25年3月25日（月曜日）から29日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで
- (2) 受講者決定通知

<p>受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。</p> <p>なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等</p> <p>ア 受講手続</p> <p>受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号) 別記様式第 1 号の受講申込書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等</p> <p>平成 25 年 4 月 15 日 (月曜日) から 19 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4 (1) に該当する者</p> <p>2 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者</p> <p>合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者</p> <p>合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者</p> <p>合格証の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者</p> <p>合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料</p> <p>38,000 円</p> <p>イ 納入方法</p> <p>千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。</p> <p>なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 043 (201) 0110 内線 3476</p> <p>千葉県公安委員会告示第 3 号</p> <p>警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条第 1 項の規定により、警備員等の知識</p>	<p>及び能力に関する検定を次のとおり実施する。</p> <p>平成 25 年 2 月 19 日</p> <p>千葉県公安委員長 福田 康一郎</p> <p>1 検定に係る警備業務の種別及び級</p> <p>警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。) 第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務 2 級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日</p> <p>平成 25 年 5 月 23 日 (木曜日) 午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所</p> <p>千葉市美浜区高洲三丁目 8 番 5 号 ヴェルシオーネ若潮</p> <p>4 受検定員及び受検資格</p> <p>(1) 受検定員</p> <p>30 人</p> <p>(2) 受検資格</p> <p>千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等</p> <p>(1) 受検申込手続</p> <p>ア 申込方法</p> <p>受検を希望する者 (以下「受検希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要な事項を記入し、千葉県内に住所を有する者は住所地 (受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受検申込書受付期間等</p> <p>平成 25 年 3 月 25 日 (月曜日) から 29 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受検者決定通知</p> <p>受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。</p> <p>なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>(3) 検定申請手続等</p> <p>ア 検定申請手続</p> <p>受検者として決定された者は、規則別記様式第 1 号の検定申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 検定申請受付期間等</p>
--	--

平成25年4月15日(月曜日)から19日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで
 ウ 添付書類

(ア) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面)

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背帯の姿の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 検定手数料等

ア 検定手数料

14,000円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。

なお、既納の検定手数料は、還付しない。

6 問い合わせ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110 内線3476

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のとおり松戸市から意見を聴取した。

なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市市民環境本部経済担当部商工観光課において、平成二十五年二月十九日から三月十九日まで縦覧に供する。
 平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアザ松戸

松戸市松戸一、二三〇番一

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社東進商興 代表取締役 姜桂寛

松戸市本町二〇番地一三

三 意見の概要

1 平成二十四年六月十二日に指摘したとおり、騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果における予測地点P2及びP3の定常騒音の合成値について、敷地境界で規制基準を超えないようお願いしたい。

2 夜間における広告物等の照明使用は、必要最低限とし、周辺の商店及び住居に与える影響を十分考慮すること。特に発光を伴う施設の深夜における使用は、控えること。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のとおり習志野市から意見を聴取した。

なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市市民経済部商工振興課において、平成二十五年二月十九日から三月十九日まで縦覧に供する。
 平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ベスタ津田沼

習志野都市計画事業JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業二八街区

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五、四五六番地

三 意見の概要

1 当店舗は、乗降客の多いJR津田沼駅に近接して立地し、多くの障がい者及び高齢者が同駅を利用して利用している。様々な障がい者をお持ちの市民が当店舗及び周辺道路等を頻繁に利用し、又は通行するため、障がい者、高齢者又は乳幼児を伴う家族連れ等、どのような市民であっても、店内外の通路及び道路等における通行に支障がないよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに最大限のご配慮をお願いしたい。

2 車両の出入口において、歩行者の安全確保のため、照明による照度の確保及び回転灯等の安全施設を設置すること。

3 開設が予定されている保育施設へ入所する児童の災害時における安全確保について、避難場所の確保及び避難経路の確立に配慮をお願いしたい。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出の取下げ

平成二十四年十二月十一日付けで公告したロイヤルプロ柏たなか店に係る大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出については、平成二十五年二月四日付けで取り下げられた。
 平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の決定に係る印西都市計画地区計画原山二丁目地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の決定に係る印西都市計画地区計画高花一丁目地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、館山都市計画道路の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類

都市計画道路

二 都市計画を定める土地の区域

館山市船形字猿作、字髭沼、字宇田川、字向台、字汐切山及び字小浜、川名字新町、那古字関伽井下、字上入会、字大浜、字下入会、字小川端及び字荒尾、正木字干潟、湊字中芝及び字葭田、八幡字小松原、北条字北浜小松、字南浜小松及び字浜新田、新宿字浜畑飛地、長須賀字押出並びに館山字古川、字東大浜及び字出口の各一部の区域

三 縦覧期間

平成二十五年二月十九日から三月五日まで

四 縦覧場所

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び館山市建設環境部都市計画課

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の変更に係る印西都市計画地区計画戸神台・武西学園台地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の変更に係る印西都市計画地区計画西の原地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の変更に係る印西都市計画地区計画印西牧の原南地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の変更に係る印西都市計画地区計画印西牧の原西地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の変更に係る印西都市計画地区計画印西牧の原二十一住区業務施設地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の変更に係る印西都市計画地区計画滝野地区地区計画の

関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書の縦覧

平成二十五年千葉県告示第六十二号に係る印西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の關係図書の縦覧

平成二十五年千葉県告示第六十三号に係る印西都市計画区域区分の關係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の關係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の変更に係る印西都市計画用途地域の關係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の關係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日白井市の変更に係る印西都市計画用途地域の關係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の關係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の変更に係る印西都市計画高度地区の關係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の關係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日白井市の変更に係る印西都市計画高度地区の關係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の關係図書の縦覧

平成二十五年千葉県告示第六十四号に係る印西都市計画道路の關係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の關係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の変更に係る印西都市計画道路の關係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の關係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日白井市の変更に係る印西都市計画道路の關係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画新住宅市街地開発事業の関係図書の縦覧

平成二十五年千葉県告示第六十五号に係る印西市計画新住宅市街地開発事業の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日鎌ヶ谷市の変更に係る鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日白井市の変更に係る印西都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画公園の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日印西市の変更に係る印西都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画公園の関係図書の縦覧

平成二十五年二月十九日白井市の変更に係る印西都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成二十五年千葉県告示第六十七号に係る印西都市計画下水道の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。

平成二十五年二月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、一〇〇円（送料を含む。）

本号 一部 八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

定期購読申し込み先

〇四三（二二三）二一五二

一部売り申し込み先

〇四三（二二三）二六五八